

津市ふるさと津かがやき寄附事業運営業務
プロポーザル方式実施要領

令和 8 年 1 0 月

津 市

1 業務概要

(1) 件名

ふるさと津かがやき 寄附事業運営業務

(2) 業務の目的

本市が実施するふるさと納税業務について、主にインターネットを利用した寄附の受入れ、返礼品の受発注と発送管理、返礼品提供事業者との調整、寄附者や返礼品提供事業者等からの問合せ対応及びプロモーション等の業務を委託し、寄附金の増加や事務の効率化、本市の魅力発信を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

ア 寄附の受領等に関する業務

イ 返礼品の管理に関する業務

ウ 寄附者や返礼品提供事業者からの問い合わせに関する業務

エ 寄附者、寄附金及び返礼品に関するデータ管理

オ 返礼品の企画・提案

カ 本市のプロモーションに関する業務

キ 実績報告等

ク その他本市が必要とする業務

(4) 期間

契約締結日から令和12年2月28日（長期継続契約）

※契約締結日から令和9年2月28日までは準備期間とし、運用開始予定日は令和9年3月1日からとする。ただし、本業務の各ポータルサイトの運用開始時期は、発注者、前事業者と協議のうえ決定することとする。

※準備期間の間に現行の業務委託事業者から詳細かつ円滑な引き継ぎ、各種システム（ポータルサイト、寄附者情報管理システム等）の移行、アカウント・データ連携の調整、返礼品提供事業者との調整等を安全かつ確実に完了させること。準備期間の間に要する一切の費用は、選定された候補者の負担とする。

【参考】

本市が使用する主要なポータルサイト及び過去2年間の寄附金額と令和8年度及び令和9年度以降寄附見込金額

- ・ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、さとふる、JREMALL ふるさと納税、JAL ふるさと納税、ANA のふるさと納税、Amazon ふるさと納税

期間	寄附件数（件）	寄附額（千円）
令和6年4月～令和7年3月	7,882	284,709
令和7年4月～令和8年3月	10,061	390,275
令和8年4月～令和8年9月（速報値）	3,384	119,968
令和9年度～令和11年度各年度見込	10,000	400,000

※上記はポータルサイトを介さない寄附を含まない。

2 見積限度額

事務委託料：寄附金額の5.8%（消費税及び地方消費税を含まない。）

上限金額：143,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限金額には事務委託料、返礼品調達費用（品物代、梱包代、消費税等）及び配送料を含む。

※返礼品調達費用及び配送料は、寄附金額の30%以内とする。

※令和9年度以降の寄附見込額は400,000千円と想定しているが、本業務に当たり、寄附見込額が想定以上となる場合は補正予算にて対応する。

※平成31年総務省告示第179号（令和8年3月31日最終改正）第4条第1項に基づく寄附金の募集に要する費用が、本業務の対象外の費用〔ポータルサイトに係る費用、クレジット決済等に係る費用、広告・管理に係る費用、その他の費用等〕も含め、令和9年9月までは寄附金額の47.5%を、令和9年10月以降は寄附金額の45%を、令和10年10月以降は寄附金額の42.5%を、令和11年10月以降は寄附金額の40%を超えないよう業務を実施することを徹底すること。

【参考】

ポータルサイトを介した令和9年度以降の寄附額を400,000千円と想定した場合の本業務の対象外の費用は44,000千円を見込んでいます。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

- を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 他自治体において、ふるさと納税の支援業務について、本公告の日から過去5年以内に履行した実績があること。ただし、履行期間が1年以上の実績に限る。

5 募集内容

令和8年10月9日(金)に公告を行い、必要書類は津市ホームページからダウンロードすることができるほか、津市政策財務部財政課の窓口において配布する。(配布時間は、平日の午前9時から午後4時までとする。)

また、応募者は下記の書類を提出期限までに提出することとし、応募するに当たり、応募者から当該業務に質問がある場合は、電子メールにより送信することとする。

(1) プロポーザル実施要領等の配布開始日等

ア 配布開始日

令和8年10月9日(金)

イ 配布場所

津市ホームページに掲載(下記ページでダウンロード)及び津市政策

財務部財政課窓口で配布

<https://www.info.city.tsu.mie.jp>

郵送による配布は行わない。

ウ 配布資料

(ア) プロポーザル実施要領

(イ) 仕様書

(ウ) 各種様式

(エ) ふるさと津かがやき寄附事業運営業務事業者選定審査基準

(2) 質問の受付及び回答

公募に関して質問がある場合は、電子メールのみで次のとおり受け付ける。なお、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。（必ず受信確認を行ってください。）

ア 質問の受付

(ア) 提出書類 質問書

(イ) 提出期限 令和8年10月16日（金）午後4時まで（質問がある者のみ。）

(ウ) 提出先 津市政策財務部財政課の電子メールアドレス
(229-3124@city.tsu.lg.jp) に送付

イ 質問への回答

令和8年10月21日（水）に津市ホームページで回答（公表）する。

※なお、電話、口頭による照会には対応しない。

※質問者の名前は公表しない。また、意見表明と解されるものについては回答しない場合がある。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便等によること。

イ 提出期限

(ア) 参加表明書（様式第1号）

令和8年10月27日（火）午後4時必着

(イ) 企画提案書

令和8年11月5日（木）午後4時必着

ウ 提出場所

エ 提出書類

(ア) 参加表明書関係

- a 参加表明書（様式第 1 号）
- b 参加資格確認書（様式第 2 号）

ただし、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない者にあつては、「4 (1) アからエ」の書類を添えて提出すること。

c 会社概要及び業務実績（様式第 3 号）

他の自治体からふるさと納税の支援業務について、本広告の日から過去 5 年以内に履行を完了した実績を直近のものから 3 件記載すること。過去 5 年以内に履行した実績が 3 件に満たない場合は、3 件未満でもよい。ただし、無記入の場合は、本要領 4（7）に定める参加資格を満たしていないと判断し、失格とする。

d 納税証明書

(a) 法人の場合

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その 3 の 3）
- ・本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税の未納の徴収金がないことを証明する書類

(b) 個人の場合

- ・所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その 3 の 2）
 - ・事業所等の所在地における市区町村税について、未納の徴収金がないことを証明する書類
- ※市区町村において未納の徴収金がないことを証明する書類が発行できない場合は、滞納がないことを証明する書面

(イ) 企画提案書関係

- a 企画提案書提出書（様式第 4 号）
- b 企画提案書
- c 見積書（様式第 5 号）
- d その他補足資料（直近 3 年分の財務諸表）
収支決算書、貸借対照表、損益計算書

オ 提出部数

- (ア) 参加表明書関係 正本 1 部
- (イ) 企画提案書関係 正本 1 部、副本 1 3 部

カ その他

- (ア) 用紙は A 4 版（A 3 版の折り込み可）とし、左綴じ各頁に通し番号を記載すること。
- (イ) 使用する文字の大きさ、フォントは指定しない。
- (ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。

6 企画提案書の内容

- (1) 企画提案書は 1 者 1 提案とする。
- (2) 企画提案書には、仕様書を参照し、別紙審査基準に従って主として次の事項に関する提案を明確に記載すること。なお、表紙及び目次はページ数に含めない。

ア 管理運営体制

書式等 A 4 版 6 ページ以内

- (ア) 業務実績
- (イ) 業務体制・組織体制
- (ウ) 業務工程
- (エ) 返礼品の発注・配送・在庫管理
- (オ) 個人情報保護対策

イ 企画提案

書式等 A 4 版 1 2 ページ以内

- (ア) プロモーション
- (イ) 返礼品の開発・コンサルティング
- (ウ) ふるさと納税関係事務の効率化
- (エ) 優位性

ウ 経費

書式等 A 4 版 2 ページ以内

7 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たし、かつ企画提案書等の提出があった者に対し審査を行う。審査については、津市ふるさと津かがやき寄附事業運営業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会は外部の有識者及び本市の職員で構成するものとするが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

(1) 審査の方法

ア 1次審査（書類審査）

参加者から提出された企画提案書について、選定委員会において書類審査を実施し、上位5者を選定する。ただし、参加者が5者以下の場合は、1次審査を省略することとする。

(ア) 日程 令和8年11月11日（水）（予定）

(イ) 場所 津市役所内（予定）

※時間、場所等の詳細については別途通知する。

(ウ) 内容

- a 基準に基づき採点し、合計得点の高い上位5者を選定するものとする。
- b 合計得点が高点の者が複数ある場合は、見積金額の低い者を選定する。
- c 合計点数が高点であり、かつ、見積金額が同額の者が複数ある場合は、高点の者全てを選定する。（この場合は、5者を超える場合もある）

イ 2次審査（プレゼンテーション審査）

(ア) 日程 令和8年11月19日（木）（予定）

(イ) 場所 津市役所内（予定）

※時間、場所等の詳細については別途通知する。

(ウ) 内容

- a プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑応答は10分程度とすること。
- b プレゼンテーションの説明者は、管理責任者を含め最大3名までとし、説明は、管理責任者又は主たる担当者が行うこと。
- c プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書により行うこととし、プロジェクターで投影するスライドショー形式（パワーポイント等）で実施することを認める。

なお、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。

- d プレゼンテーション及び質問の際に、参加事業者が特定できる社名、社名を類推できるような発言をした場合は失格とする。

- e 基準に基づき採点し、全ての委員の合計得点の高い者を最優先候補者とする。ただし、総合計得点が780点満点中390点以下であった場合は、最高得点獲得者であっても最優先候補者として選定しないものとする。

8 審査結果

(1) 通知方法

審査の結果は、下記通知時期に津市ホームページへ掲載する。

(2) 通知時期

ア 1次審査 令和8年11月13日（金）（予定）

イ 2次審査 令和8年11月20日（金）（予定）以降速やかに

(3) 契約手続き

審査の結果により、最上位者として選定された最優先候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

9 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公募開始・実施要領等の配布開始	令和8年10月9日（金）から 令和8年10月27日（火）まで
質問書の受付期間	令和8年10月9日（金）から 令和8年10月16日（金）まで （最終日午後4時必着）
質問への回答	令和8年10月21日（水）
参加表明書等の提出期限	令和8年10月27日（火） 午後4時必着
資格審査結果通知	令和8年10月29日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年11月5日（木） 午後4時必着
第1次審査（書類審査）	令和8年11月11日（水）（予定）
第1次審査選定結果通知	令和8年11月13日（金）（予定）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年11月19日（木）（予定）
選定結果通知・公表	令和8年11月20日（金）以降速やかに行う（予定）
契約締結	令和8年12月中旬

10 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注１）
	見積書	×	△（注２）
	その他提出書類	×	○（注１）
採点表（合計点）		○（注３）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注４）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注１） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害する恐れがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注２） 「一部開示」とは、見積書における積算単位及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注３） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注４） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。ただし、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

（留意事項）

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

11 その他

(1) 必要経費の負担

必要書類の準備、企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 辞退の取扱い

必要書類の提出後、最優先候補者の選定（随意契約の相手方として決定するまで）までの間、いつでも参加を辞退することができる。その場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出することとする。

(3) 失格事項等

下記の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合

イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合

ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合

エ 「2 見積限度額」に定める事業委託料を超える率での提案があった場合

オ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合

カ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

キ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、選定委員会の委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合

ク 上記アからキまでに掲げる場合のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合

(4) 提出書類等

ア 提出された書類等の返却は行わない。なお、これらは当該業務の選定以外において提出者に無断で使用しない。

イ 参加表明書等、企画提案書等の各提出期限経過後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 参加者は、「10 情報公開基準」に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。

エ 参加者は、業務で得られた情報については、正当な目的のみに使用する

ることとし、第三者に開示、提供してはならない。

12 問合せ先

津市政策財務部財政課（市役所本庁舎 4 階）

住 所：〒514－8611 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

電 話：059－229－3124

F A X：059－229－3330

E-mail：229-3124@city.tsu.lg.jp